

木更津市男女共同参画計画（第5次）策定のポイント

1 内容の大幅な見直し

第1次計画策定から20年が経過しようとしています。今回は、これまでのように前計画をそのまま踏襲するのではなく、ゼロベースで全体像を捉えながら時代の変化にも対応した計画の策定を行います。

2 市民とともに取り組む施策づくり

市民とともに取り組むという考え方を基本とし、行政だけを対象にするのではなく、市民や企業などあらゆる主体と相互に協力しながら進めていく内容とします。また、組織や部署の垣根を越えた連携関係の構築をこれまで以上に推進します。

3 施策と事業の関係性の見直し

現計画における事業数が約200事業となっており、実効性に乏しいものや内容の重複しているものが多数見られます。目標達成に寄与するものであるかどうかという観点から、施策と事業の関係性について見直しを行います。具体的には、施策の下に固定的な事業を設定するのではなく、状況の変化に対応できるように幅を持たせた事業計画を設定するイメージです。※2ページの例をご参照ください。

4 コロナ禍を踏まえた新たな手法の活用

新型コロナウイルス感染症の影響により、会議やイベントの開催中止がこれまで多数見られました。しかしながら、この状況に対応した新たな手法が普及しつつあることから、書面会議やICTなどの活用も考慮に入れた施策の推進を行います。

5 無駄のないコンパクトな構成

行政の計画に関して、文章が冗長かつ難解な語句の多用により、伝えたい内容が市民にうまく伝わらない事例がよく見られます。本計画においては、中高生が読んでも理解できるようなシンプルな構成と平易な表現を心がけ、誰にとっても分かりやすい内容となるよう配慮します。

6 国・県の計画との整合性

令和2年度に策定された国の第5次計画及び県の第5次計画の内容を踏まえ、本市の計画がそれらと整合性のあるものとなるよう心がけます。具体的には、県の計画における項目に準拠し、本市の計画を策定します。※3ページをご参照ください。

7 条例との整合性

今年度中に条例の制定を予定しています。本計画の内容と整合性を持たせることにより、本市の男女共同参画の推進を総合的・一体的な視点で行えるような基礎づくりを改めて行います。

【事業内容が重複している例】

連番	課名	事業名	事業内容及び具体的実施目標	男女共同参画の視点からみた効果	元年度実施結果に基づく改善内容	年度別の事業計画（R2）
85	学校教育課	女性教職員の管理職への積極的登用の働きかけ	<u>女性教職員のための研修会を開催します。</u>	男女を問わず、適した教員が管理職になることで、学校運営に反映されます。	木更津市における女性教諭対象の研修会を毎年7月、2月に開催をしています。限られた時間の中で、より多くの女性教職員が参加できるよう学校及び関係機関に働きかけを行っていきます。	木更津市における女性教諭対象の研修会を7月、2月に各1回開催します。研修を通じて、意識の向上を図り、人材育成に努めていきます。また、女性教職員の活躍の拡大と、女性管理職の登用へつなげていきます。
86	学校教育課	女性教職員の管理職への積極的登用の働きかけ	<u>管理職研修会を開催し、女性の参加を積極的に促します。</u>	男女を問わず、適した教員が管理職になることで、学校運営に反映されます。	君津地方における女性管理職教諭を対象に研修会を5月、7月、8月に各1回、県では7月、12月に各1回開催し、人材育成に努めました。令和2年度も開催し、女性教職員の管理職への積極的登用につなげていきます。	君津地方における女性管理職教諭を対象に研修会を5月、7月、8月に各1回、県では7月、12月に各1回開催します。女性教職員の参加を積極的に促します。また、参加者相互の連携の強化により、意識の向上を図るとともに人材育成につなげていきます。



わざわざ分ける必要のない事業については統合を行います。

連番	課名	事業名	事業内容及び具体的実施目標	男女共同参画の視点からみた効果	元年度実施結果に基づく改善内容	年度別の事業計画（R2）
85	学校教育課	女性教職員の管理職への積極的登用の働きかけ	女性教職員のための研修会を開催します。	男女を問わず、適した教員が管理職になることで、学校運営に反映されます。	女性教諭対象の研修会を年7回開催しました。限られた時間の中で、より多くの女性教職員が参加できるよう学校及び関係機関に働きかけを行い、女性教職員の管理職への積極的登用につなげていきます。	女性教諭対象の研修会を開催します。女性教職員の参加を積極的に促し、研修会を通じて、意識の向上を図り、人材育成に努めていきます。また、女性教職員の管理職への積極的登用につなげていきます。

現行では、年度計画が細かすぎるため事業の項目数が必要以上に多くなっています。ゴールに到達するための手段や方法に関しては、ある程度の幅をもたせると実効性が増すと思われます。

第5次計画 目次（案）

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 木更津市を取り巻く状況

第2章 基本計画

- 1 基本理念と計画の目標
- 2 基本目標
- 3 計画の体系
- 4 基本的な課題と施策の方向

主要課題1 労働の場における男女共同参画の促進

主要課題2 ライフステージに応じた男女共同参画の促進

主要課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

主要課題4 配偶者等からの暴力の根絶と人権の尊重

主要課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

主要課題6 生涯を通じた健康づくりの推進

主要課題7 防災・復興における男女共同参画の推進

主要課題8 男女共同参画への意識づくり

主要課題9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

主要課題10 推進体制の充実に向けた基盤の整備

第3章 課題別施策内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

主要課題1 労働の場における男女共同参画の促進

施策の方向①ワーク・ライフ・バランスの普及促進

施策の方向②雇用の分野における男女共同参画の促進

施策の方向③誰もが健康で安心して働ける環境の整備

施策の方向④意欲と能力を生かす再就職に向けた支援

施策の方向⑤多様な働き方に対する支援

主要課題2 ライフステージに応じた男女共同参画の促進

施策の方向①子育て・介護への支援

施策の方向②家庭生活における男女共同参画の促進

施策の方向③地域活動における男女共同参画の促進

主要課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

施策の方向①政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

施策の方向②女性の能力発揮への支援

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり

主要課題4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

施策の方向①あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

施策の方向②性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり

主要課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向①安心して子育てができる環境の整備

施策の方向②高齢者・障害者の生活支援の充実

施策の方向③外国人・高齢者・障害者等が安心して暮らせる環境づくり

主要課題6 生涯を通じた健康づくりの推進

施策の方向①生涯を通じた男女の健康保持への支援

施策の方向②妊娠・出産等に関する健康支援

主要課題7 防災・復興における男女共同参画の推進

施策の方向①男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

主要課題8 男女共同参画への意識づくり

施策の方向①あらゆる人々にとっての男女共同参画の促進

施策の方向②男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供

主要課題9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

施策の方向①学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進

施策の方向②多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

基本目標Ⅳ 計画を積極的に進める体制づくり

主要課題10 推進体制の充実に向けた基盤の整備

施策の方向①庁内推進体制の充実

施策の方向②計画進行の適正管理

指標一覧

参考資料

男女共同参画関係 用語・法律 解説

男女共同参画社会基本法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
附属機関設置条例（抄）

木更津市男女共同参画推進委員会部会設置規則

木更津市男女共同参画施策庁内連絡会議設置要領

男女共同参画に関する国内外の動き

第4次計画 目次

第1章 計画策定の背景

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景
- 3 木更津市を取り巻く状況
- (1) 少子高齢化の進行
- (2) 家族形態の変化
- (3) 就労環境の変化
- (4) 国際化の進展
- (5) DVの現状

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の性格 1
- 2 計画の期間 1
- 3 計画の基本理念
- 4 計画の将来像 2
- 5 計画の基本目標
- 6 計画の体系

第3章 課題別施策内容

基本目標 I 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

主要課題 1 配偶者等からの暴力の根絶と人権の尊重に努めます

施策の方向(1)人権を尊重する環境づくりの推進

施策の方向(2)配偶者等からの暴力(DV等)の根絶と被害者への支援

【木更津市DV対策基本計画】

主要課題 2 生涯を通じた男女共同参画に関する教育・学習を促進します

施策の方向(1)学校等における男女共同参画に関する教育・学習の促進

施策の方向(2)家庭・職場・地域における男女共同参画に関する教育・学習の促進

主要課題 3 男女共同参画の視点に立った意識の变革と制度・慣行の見直しを進めます

施策の方向(1)固定的な男女の役割分担意識の是正と慣行の見直し

施策の方向(2)男女共同参画に関する調査研究の推進と情報の収集及び提供

基本目標 II あらゆる分野で男女が共に参画できる制度・条件づくり

主要課題 1 政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します

施策の方向(1)政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

施策の方向(2)女性の人材育成の推進と情報収集・整備

主要課題 2 労働の場における男女共同参画を進めます

施策の方向(1)就労の機会均等と労働環境の整備

施策の方向(2)働く女性の母性健康管理及び母性保護に関する啓発

基本目標 III 誰もが仕事と生活の調和の取れる社会づくり

主要課題 1 家庭・地域社会における男女共同参画を促進します

施策の方向(1)家庭における男女共同参画の促進

施策の方向(2)地域活動における男女共同参画の促進

施策の方向(3)国際的視野に立った男女共同参画の促進

主要課題 2 仕事と家庭の両立支援の充実を進めます

施策の方向(1)仕事と生活の調和の促進

施策の方向(2)仕事と育児・介護の両立の支援

基本目標 IV 誰もが自立し、安心して暮らせる生活環境づくり

主要課題 1 生涯を通じた健康支援と福祉の充実を進めます

施策の方向(1)生涯を通じた男女の健康保持への支援

施策の方向(2)高齢者・障害者の生活支援の充実

主要課題 2 少子化社会に対応した社会全体での子育て支援の充実を進めます

施策の方向(1)安心して子育てができる環境の整備

主要課題 3 防災分野における男女共同参画を推進します

施策の方向(1)男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

基本目標 V 計画を積極的に進める体制づくり

主要課題 1 推進体制の充実に努めます

施策の方向(1)庁内推進体制の充実

施策の方向(2)計画進行の適正管理

指標一覧

参考資料

男女共同参画関係 用語・法律 解説

男女共同参画社会基本法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

附属機関設置条例(抄)

木更津市男女共同参画推進委員会部会設置規則

木更津市男女共同参画施策庁内連絡会議設置要領